

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【会社名】	ヤマトホールディングス株式会社
【英訳名】	YAMATO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 長尾 裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目16番10号
【電話番号】	(03) 3541-4141 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務戦略担当 榎本 敦司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座二丁目16番10号
【電話番号】	(03) 3541-4141 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務戦略担当 榎本 敦司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2020年6月23日開催の当社第155期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2020年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査体制の強化・充実を図るため、定款第30条に定める監査役の員数の上限を1名増員し、4名から5名に変更する。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、山内雅喜、長尾裕、神田晴夫、芝崎健一、森正勝、得能摩利子、小林洋一、菅田史朗および久我宣之の9氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、松田隆次および下山善秀の両氏を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額について、基本報酬額を年額431百万円以内（うち社外取締役分109百万円以内）、取締役（社外取締役を除く）に支給する短期業績連動報酬を年額245百万円以内とする。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

取締役（社外取締役を除く）を対象とした業績連動型の株式報酬制度を導入する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	3,144,541	3,322	238	(注)1	(注)4 可決(99.82%)
第2号議案				(注)2	(注)4
山内 雅喜	2,924,464	223,405	238		可決(92.83%)
長尾 裕	2,933,457	214,413	238		可決(93.12%)
神田 晴夫	2,914,619	233,255	238		可決(92.52%)
芝崎 健一	3,132,293	15,581	238		可決(99.43%)
森 正勝	2,962,111	185,763	238		可決(94.03%)
得能 摩利子	2,962,410	185,464	238		可決(94.04%)
小林 洋一	3,139,251	8,623	238		可決(99.65%)
菅田 史朗	3,139,126	8,748	238		可決(99.65%)
久我 宣之	3,140,256	7,618	238		可決(99.68%)
第3号議案				(注)2	(注)4
松田 隆次	3,145,753	2,123	238		可決(99.86%)
下山 善秀	3,145,465	2,411	238		可決(99.85%)
第4号議案	2,851,190	295,971	938	(注)3	(注)4 可決(90.51%)
第5号議案	2,852,564	295,338	215	(注)3	(注)4 可決(90.55%)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
- 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上